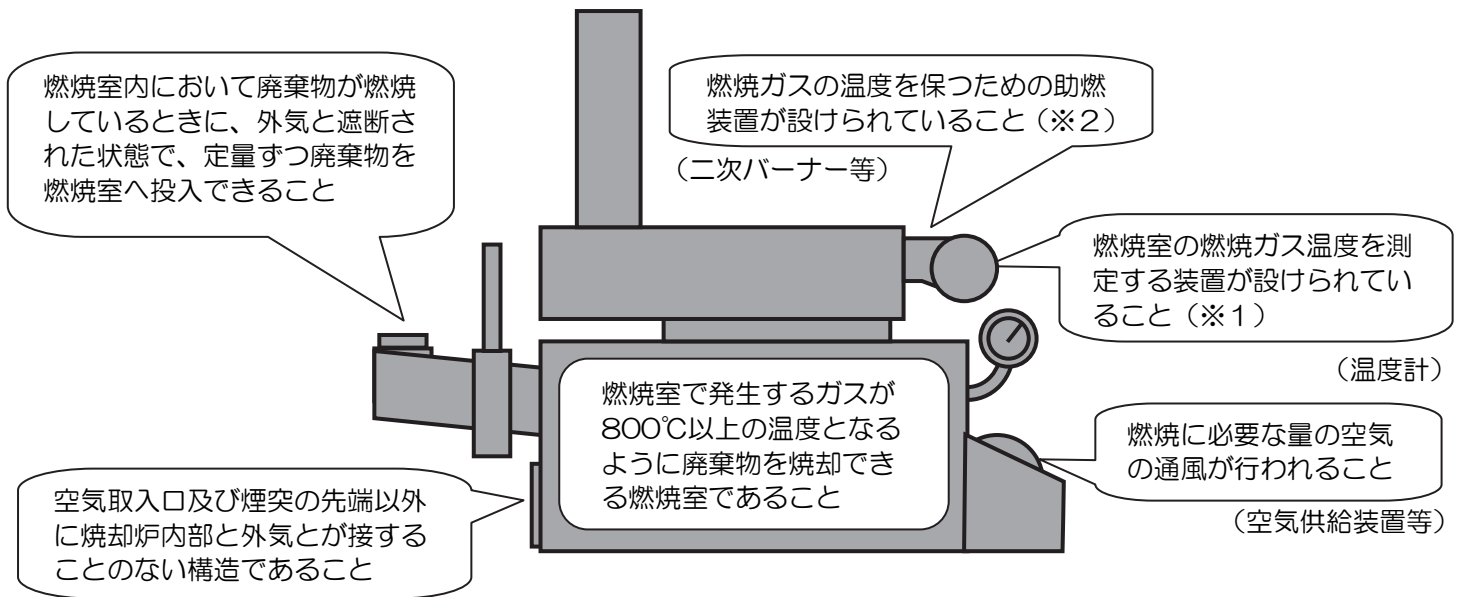


廃棄物の焼却には、焼却炉の構造基準と焼却方法の基準があります。

① 構造基準について

- ・焼却炉の規模に関係なく、下図の構造を満たしている必要があります。
- ・構造を満たしている場合でも、規模によっては許可申請又は届出が必要です。(③参照)
- ※①及び②については、特定の施設について例外が設けられています。詳細はお問い合わせください。



② 焼却方法の基準について

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

③ 各種届出等について

- ・焼却炉の規模に応じて、下表のとおり届出が必要です。

項目	届出	許可
火床面積又は火格子面積	0.5m ² 以上 2.0m ² 未満	2.0m ² 以上
焼却能力	50kg/時間以上 200kg/時間未満	200kg/時間以上 ※廃プラスチック類の焼却の場合は100kg/日以上

④ 罰則について

構造基準を満たさない焼却炉を使用して廃棄物の焼却を行った場合、5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金(法人にあっては3億円以下の罰金)又はその両方が課せられる場合があります。